

平成25年第1回幸田町議会臨時会会議録（第1号）

議事日程

平成25年5月10日（金曜日）午前9時02分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第29号 幸田町監査委員の選任について
追加日程 議長辞職の件
追加日程 議長の選挙
追加日程 副議長の選挙
追加日程 防災対策特別委員会委員、総合開発特別委員会委員及び議会広報特別委員会委員の辞任の件
日程第4 常任委員会委員・議会運営委員会委員の選任
追加日程 特別委員会委員の選任の件
日程第5 蒲郡市幸田町衛生組合議会議員の選挙
追加日程 岡崎市額田郡模範造林組合議会議員の補欠選挙
追加日程 愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 中根秋男君 | 2番 杉浦あきら君 | 3番 志賀恒男君 |
| 4番 鈴木雅史君 | 5番 中根久治君 | 6番 都築一三君 |
| 7番 池田久男君 | 8番 酒向弘康君 | 9番 水野千代子君 |
| 10番 夏目一成君 | 11番 笹野康男君 | 12番 内田等君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 浅井武光君 |
| 16番 大嶽弘君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 大須賀一誠君 副町長 成瀬敦君
企画部長兼
人事秘書課長 大竹広行君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 山本忠志君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

日増しに新緑の深まるきょうこのごろであります。議員各位には、何かと御多忙のと

ころ、早朝より御出席を賜り、ありがとうございます。

本臨時会に提出されました議案は、幸田町監査委員の選任についてであります。慎重なる御審議をお願いします。

臨時会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 皆さん、おはようございます。

5月を迎えまして、新緑の季節になり、5月5日のこどもの日には、五月晴れの中を泳ぐこいのぼりの姿がいろんなところで目を楽しませていただいたというふうに思っております。

本日、ここに平成25年第1回幸田町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には何かと御多用のところ、しかも早朝より御出席をいただき、まことにありがとうございます。

平素は、町政発展、町民福祉の向上のため、議員各位におかれましては、大変御尽力をいただいておりますことを心から感謝申し上げます。

さて、今臨時会に提案させていただきます議案は、幸田町監査委員の選任についてであります。議案の詳細につきましては、後ほど提案理由の説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、本臨時会は、議会運営の基本となる役員人事もあるわけでございますが、まずもってこの新体制が円滑に整うことを希望するものでございます。

以上、開会に当たっての御挨拶といたします。よろしくお願いをいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、平成25年第1回幸田町議会臨時会は成立しました。

よって、これより開会します。

開会 午前 9時02分

○議長（池田久男君） 地方自治法第121条の規定により議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時02分

○議長（池田久男君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を10番 夏目一成君、11番 笹野康男君の御両名を指名します。

日程第2

○議長（池田久男君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

今回の臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(池田久男君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定しました。



日程第3

○議長(池田久男君) 日程第3、第29号議案 幸田町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、12番、内田 等君の退場を求めます。

[12番 内田 等君 退場]

○議長(池田久男君) 朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長(大須賀一誠君) それでは、第29号議案について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書1ページから2ページでございます。よろしくお願いたします。

幸田町監査委員の選任についてでございますが、提案理由といたしましては、夏目一成委員の辞任に伴い、選任する必要があるからであります。

2ページをごらんいただきたいと思います。

夏目一成委員から、平成25年4月25日に辞職願が提出されまして、4月30日付で退職を承認いたしました。

監査委員の選任につきまして、議会議員の中から選出をいただき、御同意を賜るもので、夏目委員の後任として、幸田町大字高力字熊谷50番地、昭和14年9月2日生まれ、内田 等氏、73歳を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

内田 等氏につきましては、平成4年に高力区長、平成7年に町議会議員となられ、総務委員長、議会運営委員長、議長などの要職につかれ、また農業委員会委員も歴任されるなど、地方自治においても長年にわたり活躍されている方です。適任者として判断し、選任させていただくものであります。議会の同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

なお、お手元の議案関係資料につきましても、御参照いただくようよろしくお願いたします。提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、よろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

[町長 大須賀一誠君 降壇]

○議長(池田久男君) 提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、

質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

それでは、第29号議案の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 選任について、町長の説明がございました。極めて簡略な説明がございました。

そうした中で、いわゆる監査委員という職、その任務という点からいって、あなたの今言われた説明だけで、高力区長をされ、議員になり、議長も経験されてきたと。こういう内容の説明で、監査委員としてじゃあどうなんだと、そういう説明はございませんでしたが、どういうふうにお考えですか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 内田議員におかれましては、議会議員として5期を経験されておりまして、監査委員としても、いろんな町の行政、財政につきましても十分熟知されている方だというふうに思っておりますので、あえて申し上げることもなく、監査委員として十分その役職についていただける方だというふうに承知いたしております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、議員を5期務めてきた。経験も豊富で熟知されておるんだと、こういう内容だというふうには受け取りましたけれども、職務として監査です。5期務めれば熟知しているのかということに胆略的に結びついてくるということになる。

あなたは口を開けば、財政が極めて厳しいと、町民を萎縮させることは一生懸命熱心におやりになる。それはあなたのポリシーであったとしても、監査委員が今のまちの財政状況、行財政の無駄を排除する、そういう点でどういうふうな活躍を期待されておるのか。

行政に無駄が多い、不効率が多い、そして3,000万円の無駄遣いもすると。こういうことにきちっとメスを入れていけるかどうかという点で、私どもはこの案件の審査をしとるわけだ。あなた自身がそういう点で、どういう形でふさわしいのかという点で、いま一つ私は腹に落ちん。

したがって、必要にして十分な説明責任を果たしていただきたいと、こういうことを申し上げているんですよね。いかがですか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 人それぞれのお考えがあろうかと思いますが、私は監査委員という意味におきましては、中立な立場で町の行財政の内容をチェックして、町に対して改善を求めることは改善するよにと、そういう提言もいただけるわけでありませぬ。

ただ、議選の監査委員だけではなくして、有識者と2人で合議でやられるわけですから、その辺は十分監査委員の識見で町政に対するいろんな御助言をいただけ、指導いただける方だというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どうも町長の言うこと、内田さん、人間誰でもオールマイティーの人間はおりません。そうした点で、監査委員という職に対してどうなのかという点で私はお尋ねしました。あなたは、いわゆる合議制じゃないかと、監査委員は合議制だと。もう1人の方もお見えですよという点でいくと、じゃあ何なのかと。合議制ですか、監査委員というのは。代表監査という形で、羽根渕委員が監査委員を代表するという形をとっております。しかし、合議制じゃないですよ、監査委員は。そこら辺はどういうふうにお考えですか。

私がああなたの答弁を聞きますと、足らずまいはもう1人の知識経験者、識見者、その監査委員がおるからいいじゃないかと。ちょっと失礼じゃないのか。私はそう受けとめている。いかがですか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） いろいろ物の考え方でありますけれども、合議という言い方はちょっとまずかったかなと思いますけれども、要するに代表と議選の方と両方いるわけでございまして、それぞれの立場で監査をいただくわけでございますので、その言い方はちょっとまずかったかなと思いますけれども、しかしながら2名の方によって幸田町の行財政の中身をチェックいただくということでございますので、そういう形で今後とも進めていただく、各課でもそのような形で進めていただいておりますし、196条で言いますと、人格が高潔で、財務管理だとか、行政運営に関してすぐれた識見を持つというような方に対して、議員のうちから新たに選出するという方が今回のものでありまして、ですから識見と議員との違いというものはあろうかなというふうに思っておりますけれども、その点も御理解いただきまして、ひとつよろしくお願いをしたいと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたの立場もわからんでもないわけですが、いわゆる片や識見で選ばれる監査委員もおる、もう1人は今回の議会選出だと、立場の違いはいろいろあろうかなという言われ方をされると、おい、ちょっと待ってくれやと、こういう思いを持つもんですが、そういうふうな思いを持つちやいかんですか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） いろいろおっしゃると、いろんな形になってまいりますけれども、ただこの監査委員につきましては、非常に重要なポストでございます。先ほどから申し上げておりますように、町の行っていることを注視していただいて、直すところは直すようにというのを指導いただきます。それに基づきまして、私ども町のほうも改善をいたしておりますので、私はそれだけの厳しい立場として、この監査委員をやっていた方については、今回、選任いただくには、内田議員が適任というふうに思っております。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 監査委員につきましての職務についてお尋ねしたいというふうに思います。

この監査委員の選任につきましては、やはりこれは中立な立場に立つ、そうしたことが一つの観点であろうかというふうに思いますけれども、前々から言われておりましたが、この履歴書を拝見させていただきますと、公職と申しますか、例えば何らかの団体についてと。そういう点につきましては、この中に盛り込まれておられないというふうに思うわけですね。そこで、相見の区画整理の理事長をされているわけですが、そうした点につきましては、監査委員の資格としてどうなのかという点についてお尋ねしたいというふうに思います。

それから、この履歴書の筆跡でございますけれども、私は、これはわかりませんが、内田議員の筆跡と若干違うような気がいたします。やはり、履歴書であれば、これは本人の自筆でなければならぬのではなかろうかというふうに思いますけれども、この点について、2点についてお尋ねします。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 内田議員の履歴書の問題で、今、この内容の中に、もう少し詳細に書かれたらどうかということになるかというふうに思いますけれども、現に今、丸山議員がおっしゃったように、相見特定土地区画整理組合の理事長もなさっている、それは自明のことでありまして、あえて書かれなかったのかなというふうに思いますけれども、本人からこうして提出されたわけでございますので、私はこれで受け取ったということでございます。

それから、今、筆跡ということについては、私自身、どういう筆跡かどうかちょっとわかりませんので、本人から提出された以上、これが正しいものだというふうに思っておりますので、丸山議員はどういうふうにお考えになってそうおっしゃっているのかちょっとわかりませんが、正しいものだというふうに私は思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 相見特定土地区画整理組合の理事長となれば、やはりこれは補助団体でありますので、やはりそうした立場の職にあるという点からおきまして、監査の監査委員として問題がないかと、こういう点でお尋ねするわけですが、そうした点で、後々問題のないようにすべきだというふうに思いますが、そうした点におきましては、十分クリアをされているのかという点でございます。その点についてお聞きいたします。

それから、筆跡のことについてでございますけれども、私も定かじゃありませんけれども、しかしながらお見受けするところによりますと、どうもそのような感じがいたします。感じで発言するのはどうかと言われたわけですが、しかしながら私はこの履歴書につきましては、本人の自筆であるべきだという観点から質問をするわけですが、その点について、やはりこれから十分この点につきましては精査していただきたい。

○議長（池田久男君） 町長。

町長 補助団体としての意味と区画整理組合につきましては、補助団体として今までは出しておりました。現時点におきましては、補助金等々も出してなくて、あと2年であの

団体も終息を迎えるという最後の準備に入っているというふうに思っております。

補助団体だからということで規則に抵触するかということになりますと、抵触しなくて、要は監査を行う場合に、例えば相見特定土地区画整理組合につきましては、そういうときには外れていただくと、そういう要するに監査をする場合に本には除斥といいますが、席を離れていただく。識見の監査委員で行うという形が一般的なやり方でありまして、私のほうとしましては、補助団体だからということで抵触するということとはございませんので、その辺はよろしくお願いをしたいと思います。

それから、丸山議員のおっしゃった筆跡です。定かでないけれどもという、今、お話でございますので、まず私はそんなことはあり得ないという、これは自筆で書くのが当たり前の話でございますので、それがあることはないというふうに思っております。出されたものを信頼して今後ともやっていくということでお願いをしたいと思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この監査をする場合に、そこに所属をしている場合においては離れてもらうということですが、こうした事例があるのかということですが、そういう事例が今まであったわけでしょうか。

抵触をしないということですが、これ以上申しませんが、この点についてお聞きします。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 事例があったかどうかにつきましては、私もちょっと承知をしておりませんが、一般的に町に入っている業者さんとか、そういうものについては、いろんな団体に入る委員になる場合については、そこから除外するというようなこともあったと思いますけれども、この監査委員におきまして、そういう人で事例があったというのは、私は承知いたしておりません。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 以上で、第29号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結します。

ここで、委員会付託省略についてお諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、上程議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(池田久男君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(池田久男君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決します。

採決の方法は、起立により行います。

第29号議案 幸田町監査委員の選任についてを原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(池田久男君) 着席願います。

起立多数であります。

よって、第29号議案は、原案どおり同意することに決定しました。

選任同意されましたので、12番、内田 等君の入場を求めます。

[12番 内田 等君 入場]

○議長(池田久男君) ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時23分

再開 午前 9時26分

○議長(池田久男君) 休憩前に戻し、会議を再開します。

ここで、理事者におかれましては、一時退席をお願いします。

私はここで、議長の職を辞したいと思えます。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時27分

再開 午前 9時28分

○副議長(大嶽 弘君) 休憩前に戻し、会議を再開します。

ただいま、議長の池田久男君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○副議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程

○副議長（大嶽 弘君） 追加日程、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、16番、池田久男君の退場を求めます。

〔16番 池田久男君 退場〕

○副議長（大嶽 弘君） まず、辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長（山本忠志君） 朗読いたします。

平成25年5月10日 幸田町議会副議長 大嶽 弘様

幸田町議会議長 池田久男

辞職願

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上であります。

○副議長（大嶽 弘君） 朗読は終わりました。

お諮りします。

池田久男君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○副議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、池田久男君の議長の辞職を許可することに決定しました。

16番、池田久男君の入場を求めます。

〔16番 池田久男君 入場〕

○副議長（大嶽 弘君） ここで、池田久男君から挨拶をいただきます。

池田久男君。

〔16番 池田久男君 登壇〕

○16番（池田久男君） 皆さん、おはようございます。辞任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

平成23年5月、議員各位の温かい御推挙をいただき、議長の要職を務めさせていただきました。この2年間、議員各位のおかげをもちまして、何とか職責を果たし得ることができたと思っております。

また、町村議長会におきましては、いろいろな経験をさせていただき、議員としての礎を多少なりとも築き上げたと感じております。

この貴重な体験を今後の議員活動、また議会の発展に生かしていきたいと思っております。

言葉が足りませんが、この場をかりまして、この2年間の議員各位の御協力に対し深く感謝を申し上げ、退任の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございます。（拍手）

〔16番 池田久男君 降壇〕

○副議長（大嶽 弘君） 池田久男君の議席は、一時、そのまま16番にお座りください。

お諮りします。

ただいま議長が欠けました。この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程として直ちに選挙を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○副議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程として直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程

○副議長(大嶽 弘君) 追加日程、議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖をします。

[議場 閉鎖]

○副議長(大嶽 弘君) ただいまの出席議員は16名であります。

会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に10番 夏目一成君、11番 笹野康男君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。なお、白票は無効とします。

[投票用紙配付]

○副議長(大嶽 弘君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大嶽 弘君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

○副議長(大嶽 弘君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席の順に投票願います。

[投票]

○副議長(大嶽 弘君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大嶽 弘君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

10番 夏目一成君、11番 笹野康男君の立ち会いをお願いします。

[開票]

○副議長(大嶽 弘君) 選挙結果を報告します。

投票総数16票、有効投票15票、無効投票1票。

有効投票中、大嶽 弘15票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、大嶽 弘が議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場 開鎖〕

○副議長（大嶽 弘君） ただいま、議長に当選しました大嶽 弘に、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定による当選の告知をします。

〔議長 大嶽 弘君 登壇〕

○議長（大嶽 弘君） 一言御挨拶を申し上げます。

このたび、不肖私、議員の皆様方の御推挙によりまして、議長の要職につくことになりました。まことに身に余る光栄でありまして、衷心より感謝いたすとともに、この重責を痛感いたしている次第であります。

私は、もとより浅学非才でありまして、その器ではありませんが、ここに皆様方の御推挙を受けました上は、一身を挺し、円滑な議会運営と住民福祉の向上を目指して、誠心誠意努力いたす所存であります。

議会運営につきましては、不偏不党、公正無私の立場を堅持し、そして議会本来の役割であります理事者に対しての監視機能も視野に入れながら、安易な妥協は許されませんが、いたずらに摩擦を起こすのではなく、議会・理事者が切磋琢磨し、一体となって町の発展を推し進めるため、その職責を全うする覚悟であります。

皆様には御指導・御協力をお願い申し上げまして、私の議長就任の御挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

〔議長 大嶽 弘君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） お諮りいたします。

ただいま私が議長に就任し、副議長が欠けましたので、この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程として直ちに選挙を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程として直ちに選挙を行うことに決定しました。

ここで、10 分間休憩します。

休憩 午前 9 時 47 分

再開 午前 9 時 57 分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

追加日程

○議長（大嶽 弘君） 追加日程、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖をします。

〔議場 閉鎖〕

○議長（大嶽 弘君） ただいまの出席議員は 16 名であります。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、開票立会人に 10 番 夏目一成君、11 番

笹野康男君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。なお、白票は無効とします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大嶽 弘君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（大嶽 弘君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席の順に投票願います。

〔投票〕

○議長（大嶽 弘君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

10番 夏目一成君、11番 笹野康男君の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（大嶽 弘君） 選挙結果を報告します。

投票総数16票、有効投票16票。

有効投票中、浅井武光君16票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、浅井武光君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場 開鎖〕

○議長（大嶽 弘君） ただいま、副議長に当選されました浅井武光君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をします。

ここで、浅井武光君から挨拶をいただきます。

7番、浅井武光君。

〔副議長 浅井武光君 登壇〕

○副議長（浅井武光君） おはようございます。一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、議員の皆様方からの副議長の推挙をいただき、副議長の要職をお受けすることになりました。身に余る光栄なことと存じ申し上げますと同時に、身の引き締まる思いがいたしております。

もとより浅学非才の私で、その器ではないことはよく承知しているところでありますけれども、町政発展のために議長を補佐し、町民目線で開かれた議会を目指し、全力を

傾注してまいるところであります。

皆様におかれましては、今後とも御指導・御協力をお願い申し上げまして、簡単でありますけれども、就任の挨拶にさせていただきます。大変ありがとうございました。

(拍手)

[副議長 浅井武光君 降壇]

○議長(大嶽 弘君) 議席の一部変更を行います。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。

議会の運営基準に関する規定により、16番を議長、15番を副議長、7番を池田久男君に変更します。

なお、議席の番号及び指名標は、次期定例会までに作成しますので、一時、そのままです御了承願います。

ここで、暫時休憩とします。

それでは、議席の交代をお願いします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時08分

○議長(大嶽 弘君) 休憩前に戻し、会議を再開します。

特別委員会委員辞任の件、防災対策特別委員会委員の伊藤宗次君、鈴木雅史君、内田等君、夏目一成君、酒向弘康君、浅井武光君、中根久治君、中根秋男君の8名から防災対策特別委員会委員の辞任願が、総合開発特別委員会委員の笹野康男君、杉浦あきら君、丸山千代子君、水野千代子君、都築一三君、志賀恒男君の6名から総合開発特別委員会委員の辞任願が、及び議会広報特別委員会委員の丸山千代子君、水野千代子君、酒向弘康君、都築一三君、中根久治君、志賀恒男君の6名から議会広報特別委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りします。

この際、防災対策特別委員会委員、総合開発特別委員会委員及び議会広報特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、防災対策特別委員会委員、総合開発特別委員会委員及び議会広報特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定しました。



追加日程

○議長(大嶽 弘君) 追加日程、特別委員会委員の辞任の件を議題とします。

まず、防災対策特別委員会委員の辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、伊藤宗次君、鈴木雅史君、内田等君、夏目一成君、酒向弘康君、浅井武光君、中根久治君、中根秋男君の退場を求めます。

〔14番 伊藤宗次君 4番 鈴木雅史君 12番 内田 等君 10番 夏目一成君
8番 酒向弘康君 15番 浅井武光君 5番 中根久治君 1番 中根秋男君 退場〕
○議長（大嶽 弘君） お諮りします。

伊藤宗次君、鈴木雅史君、内田 等君、夏目一成君、酒向弘康君、浅井武光君、中根久治君、中根秋男君の防災対策特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、伊藤宗次君、鈴木雅史君、内田 等君、夏目一成君、酒向弘康君、浅井武光君、中根久治君、中根秋男君の防災対策特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

辞任が許可されましたので、伊藤宗次君、鈴木雅史君、内田 等君、夏目一成君、酒向弘康君、浅井武光君、中根久治君、中根秋男君の入場を求めます。

〔14番 伊藤宗次君 4番 鈴木雅史君 12番 内田 等君 10番 夏目一成君
8番 酒向弘康君 15番 浅井武光君 5番 中根久治君 1番 中根秋男君 入場〕
○議長（大嶽 弘君） 追加日程、次に総合開発特別委員会委員の辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、笹野康男君、杉浦あきら君、丸山千代子君、水野千代子君、都築一三君、志賀恒男君の退場を求めます。

〔11番 笹野康男君 2番 杉浦あきら君 13番 丸山千代子君
9番 水野千代子君 6番 都築一三君 3番 志賀恒男君 退場〕

○議長（大嶽 弘君） お諮りします。

笹野康男君、杉浦あきら君、丸山千代子君、水野千代子君、都築一三君、志賀恒男君の総合開発特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、笹野康男君、杉浦あきら君、丸山千代子君、水野千代子君、都築一三君、志賀恒男君の総合開発特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

辞任が許可されましたので、笹野康男君、杉浦あきら君、丸山千代子君、水野千代子君、都築一三君、志賀恒男君の入場を求めます。

〔11番 笹野康男君 2番 杉浦あきら君 13番 丸山千代子君
9番 水野千代子君 6番 都築一三君 3番 志賀恒男君 入場〕

○議長（大嶽 弘君） 続きまして、議会広報特別委員会委員の辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、丸山千代子君、水野千代子君、酒向弘康君、都築一三君、中根久治君、志賀恒男君の退場を求めます。

〔13番 丸山千代子君 9番 水野千代子君 8番 酒向弘康君
6番 都築一三君 5番 中根久治君 3番 志賀恒男君 退場〕

○議長（大嶽 弘君） お諮りします。

丸山千代子君、水野千代子君、酒向弘康君、都築一三君、中根久治君、志賀恒男君の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、丸山千代子君、水野千代子君、酒向弘康君、都築一三君、中根久治君、志賀恒男君の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

辞任が許可されましたので、丸山千代子君、水野千代子君、酒向弘康君、都築一三君、中根久治君、志賀恒男君の入場を求めます。

[13番 丸山千代子君 9番 水野千代子君 8番 酒向弘康君
6番 都築一三君 5番 中根久治君 3番 志賀恒男君 入場]

○議長(大嶽 弘君) 私は、ここで総合開発特別委員会委員、議会広報特別委員会委員を辞任いたします。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○副議長(浅井武光君) 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

大嶽 弘君から総合開発特別委員会委員、議会広報特別委員会委員の辞任願が提出されました。

この際、総合開発特別委員会委員及び議会広報特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○副議長(浅井武光君) 御異議なしと認めます。

よって、総合開発特別委員会委員及び議会広報特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程

○副議長(浅井武光君) 追加日程、総合開発特別委員会委員及び議会広報特別委員会委員の辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、大嶽 弘君の退場を求めます。

[16番 大嶽 弘君 退場]

○副議長(浅井武光君) お諮りします。

大嶽 弘君の総合開発特別委員会委員及び議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○副議長(浅井武光君) 御異議なしと認めます。

よって、大嶽 弘君の総合開発特別委員会委員及び議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

辞任が許可されましたので、大嶽 弘君の入場を求めます。

[16番 大嶽 弘君 入場]

○副議長(浅井武光君) ここで、暫時休憩とします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

日程第4

○議長（大嶽 弘君） 日程第4、常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任を議題とします。

なお、議長に就任した私、大嶽 弘は、幸田町議会の運営基準に関する規程により、常任委員会委員を辞退いたします。

続いて、追加日程についてお諮りします。

先ほど辞任のありました特別委員会委員の選任の件を、この際、日程に追加し、追加日程としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、特別委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程とすることに決定しました。

追加日程

○議長（大嶽 弘君） 追加日程、特別委員会委員の選任の件を議題とします。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午前10時24分

再開 午前11時20分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

お諮りします。

常任委員会委員、議会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名します。

なお、議長は常任委員を辞退しておりますので、総務委員会は5名であります。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員、議会運営委員会委員及び特別委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時21分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

ただいま、休憩中に各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会で、正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告します。

まず、総務委員会委員長 笹野康男君、副委員長 鈴木雅史君。

次に、産業建設委員会委員長 酒向弘康君、副委員長 杉浦あきら君。

次に、文教福祉委員会委員長 丸山千代子君、副委員長 中根秋男君。

次に、議会運営委員会委員長 池田久男君、副委員長 笹野康男君。

次に、防災対策特別委員会委員長 伊藤宗次君、副委員長 志賀恒男君。

次に、総合開発特別委員会委員長 水野千代子君、副委員長 中根久治君。

次に、議会広報特別委員会委員長 浅井武光君、副委員長 水野千代子君。

以上であります。

ここで、各委員長より御挨拶をお願いします。

まず、総務委員長 11番、笹野康男君。

〔11番 笹野康男君 登壇〕

○11番（笹野康男君） 皆さん、改めましてこんにちは。先ほどのそれぞれの委員会での互選によりまして、私、総務委員会の委員長に、皆さんの推挙によりまして、委員長として頑張ることになりました。

副委員長とともに、鈴木さんと一緒に総務委員会を盛り上げていきたい。それと同時に、一番大事な幸田町の町民の住民福祉、このことについてしっかりと行政側とお互いに勉強しながら前へ進んでいきたいなというふうに思っています。

委員会がスムーズにいきますように、議員各位の協力をよろしくお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

〔11番 笹野康男君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、産業建設委員長 8番、酒向弘康君。

〔8番 酒向弘康君 登壇〕

○8番（酒向弘康君） 皆さん、こんにちは。産業建設委員長を務めさせていただきます酒向です。

大変重たく、責任ある職であり、身が引き締まる思いであります。住民福祉向上のため、全力で務めてまいります。皆様の御指導と御協力をお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

〔8番 酒向弘康君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、文教福祉委員長 13番、丸山千代子君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 文教福祉委員会の委員長となりました丸山でございます。

文教福祉委員会の役割といたしまして、住民の福祉増進、職責を全うしてまいりたいというふうに思っております。議員の皆さんの御協力を得ながら全力を尽くして頑張ります。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、議会運営委員長 7番、池田久男君。

〔7番 池田久男君 登壇〕

○7番（池田久男君） 皆さん、こんにちは。先ほどの議会運営委員会において、議員各位の御推挙によりまして委員長を務めさせていただきます池田久男でございます。

何よりも幸田町議会の活性化、議会運営に邁進したいと思っておりますので、どうかよろしく御指導願います。（拍手）

〔7番 池田久男君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、防災対策特別委員長 14番、伊藤宗次君。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

○14番（伊藤宗次君） 先ほど開かれました委員会で皆さんの御推挙をいただいて委員長に就任することになりました伊藤でございます。

自然災害を防ぐことはできませんけれども、災害を少しでも少なくしていくこと、なくすことは、政治の力でできる。これが私の認識でございます。そうした立場で、防災対策、皆さんと一緒に進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。（拍手）

〔14番 伊藤宗次君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、総合開発特別委員長 9番、水野千代子君。

〔9番 水野千代子君 登壇〕

○9番（水野千代子君） 総合開発特別委員会委員長に拝命をさせていただきました水野千代子でございます。

総合開発、幸田駅前土地区画整理事業等、しっかりと委員会で事案を審議してまいりたいというふうに思っております。委員の皆様方の御協力を得まして、その職務を全うしてまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

〔9番 水野千代子君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、議会広報特別委員長 15番、浅井武光君。

〔15番 浅井武光君 登壇〕

○15番（浅井武光君） 御無礼します。先ほど議会広報特別委員会において委員長に推挙されました浅井武光であります。

諸先輩方のそれぞれ今までやってこられた議会広報について、町民に広くわかりやすく続けることが大事だというふうに思っております。それぞれ議員の皆様方の御協力において立派な広報紙ができますようによろしくお願ひして、挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

〔15番 浅井武光君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ありがとうございました。よろしくお願ひします。



日程第5

○議長（大嶽 弘君） 日程第5、蒲郡市幸田町衛生組合議会議員の選挙を議題とします。お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

それでは、指名します。

蒲郡市幸田町衛生組合議会議員に大嶽 弘君、浅井武光君、笹野康男君、酒向弘康君、杉浦あきら君、以上5名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました大嶽 弘君、浅井武光君、笹野康男君、酒向弘康君、杉浦あきら君を蒲郡市幸田町衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました大嶽 弘君、浅井武光君、笹野康男君、酒向弘康君、杉浦あきら君は、蒲郡市幸田町衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました大嶽 弘君、浅井武光君、笹野康男君、酒向弘康君、杉浦あきら君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による当選告知をします。

次に、岡崎市額田郡模範造林組合議会議員の池田久男君から辞職願が提出されました。お諮りします。

この際、岡崎市額田郡模範造林組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程として補欠選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、岡崎市額田郡模範造林組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程として直ちに補欠選挙を行うことに決定しました。



追加日程

○議長(大嶽 弘君) 追加日程、岡崎市額田郡模範造林組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

それでは、指名します。

岡崎市額田郡模範造林組合議会議員に浅井武光君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名しました浅井武光君を岡崎市額田郡模範造林組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました浅井武光君は、岡崎市額田郡模範造林組合議会議員に当選しました。

ただいま当選しました浅井武光君に、本席から、会議規則第33条第2項の規定による当選告知をします。

暫時休憩とします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時37分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員の池田久男君から辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程として選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程として直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程

○議長（大嶽 弘君） 追加日程、愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によ

り行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

それでは、指名します。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員候補者に大嶽 弘君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名しました大嶽 弘君を愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員候補者の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました大嶽 弘君が、愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員候補者に当選しました。

ただいま当選しました大嶽 弘君に、本席から、会議規則第33条第2項の規定による当選告知をします。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時41分

○議長(大嶽 弘君) 休憩前に戻し、会議を再開します。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。

今回の臨時会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

これにて、平成25年5月10日招集された第1回幸田町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時42分

○議長(大嶽 弘君) 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長（大須賀一誠君） 平成25年第1回幸田町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきたいと思っております。

議員の皆様方には早朝より出席をいただき、終始、御熱心に審議をいただき、心から感謝・お礼を申し上げます。

議会運営をつかさどる今回の役員人事につきましては、先ほど大嶽・浅井正副議長さんを中心に各委員会の正副委員長さん等、新しい体制も整われたわけでありまして、心からお喜びを申し上げます。

また、本臨時会に提案いたしました幸田町監査委員の選任につきましては、御同意を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

監査委員として内田議員には、今後の町行財政の執行に当たりまして、適正なる御教示を賜りますようお願いを申し上げます。

来週から各協議会をお願いしたいと考えておりますし、6月には議会定例会も予定をいたしております。よろしくをお願い申し上げます。

さて、新年度に入りまして、効率的な行政運営を推進するため、組織改革を実施いたしました。1カ月を過ぎましたが、引き続き全職員一丸となって事務事業の推進に当たってまいり所存でありますので、よろしくをお願い申し上げます。

ここで、1点御報告をさせていただきます。

総合窓口についてでございますが、ゴールデンウィーク中に無事工事を終えまして、5月7日からスタートいたしております。一新いたしました「もれなく、やさしい窓口」だけでなく、全職場につきましても、さらなる町民の皆様が気持ちよく利用していただけますように心がけてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

議員各位におかれましては、何かと御多用のことと存じますが、健康にはくれぐれも御留意いただきまして、町政発展のため特段の御指導・御尽力を賜りますようお願い申し上げます、お礼の御挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 議員各位には何かと御多忙の中、長時間にわたり熱心に御審議を賜り、議事進行に御協力いただき、まことにありがとうございました。

連絡事項を1点申し上げます。

各委員協議会が来週より順次開催されます。委員の方は、よろしくお願いをします。

なお、開催通知は事務局に用意してありますので、お帰りの際にお受け取りください。日程等についてお間違いのないようお願いをします。

以上です。

大変御苦勞さまでした。

これにて散会といたします。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成25年5月10日

議 長 池 田 久 男

議 長 大 嶽 弘

議 員 夏 目 一 成

議 員 笹 野 康 男